

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金 曜 日 発 行  
(当日は、  
当分の翌  
日、  
休む  
るとき  
は、  
その  
日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

- 身体障害者福祉法第十五条第一項の医師の指定
- 身体障害者福祉法第十五条第一項の医師の指定の取消し
- 地域森林計画の公表
- 漁業災害補償法第一百五一条の一定の水域
- 漁業災害補償法第八八条の区域
- 昭和四十年九月の暴風雨等についての特別被害地域の区域の指定
- 数人が共同して行なう土地改良事業の認可
- 町営土地改良事業の認可
- 〃
- 〃
- 土地配分計画の作成
- 米飯提供業者の登録
- 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の見員の配分に関する規則の一部を改正する規則
- 〃

### ◇ 正 誤

昭和四十年十一月二十四日付け鳥取県告示第六百二号中  
訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石、破 二 朗

診療科名 氏 名 住 所

耳鼻咽喉科 上田 博昭 倉吉市下田中 県立厚生病院

整形外科 湯川 勝託

眼 科 福永喜代治 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

〃 福永喜代治 米子市西町 鳥取大学医学部附属病院

耳鼻咽喉科 上田 博昭 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

外 科 森脇 司良 西伯郡西伯町 西伯病院

眼 科 岸田 利夫 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

〃 松原 佐守

耳鼻咽喉科 田村 節治

内 科 渡部 良次 米子市加茂町 博愛病院

整形外科 永井 睦悌 岩美郡岩美町 浦富病院

〃 薬師寺廓磨 境港市 鳥取県済生会境港病院

〃 山本 忠治 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所

### 鳥取県告示第六百六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を次のとおり取り消したので、身体障害者福祉法施

行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏名	旧住	住所	取消理由
外科	高島 義治	米子市西町		死亡
"	橋口 秀吉	"	皆生 国立米子療養所	転出
"	高松 新一	"	西町 鳥取大学附属病院	"
"	中沢 康夫	"	末広町 米子鉄道病院	"
内科	小田 達夫	"	"	"
"	安酸 睦博	"	"	"
"	岡村 幹雄	"	西町 鳥取大学附属病院内	"
眼科	梶川 修	"	"	"
外科	松島 茂	"	国立療養所鳥取病院	死亡
"	日高 輝男	西伯郡西伯町	西伯病院	退職
内科	宮川 照男	米子市加茂町	博愛病院	死亡

鳥取県告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、八頭森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課  
鳥取県八項地方農林振興局

鳥取県告示第六百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第一号ロの規定に基づき、一定の水域を次のように定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

共同漁業の種類 加入区名称 水域  
第一種共同漁業 てんぐさ淀江加入区 海共第八十四号の漁業権が設定されている漁場の区域

鳥取県告示第六百七十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第一項の規定に基づき、区域を次のように定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第九条第三項において準用する同令第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

加入区名称 区域  
小型 東加入区 東漁業協同組合の地区一円の区域  
小型 浦富加入区 浦富漁業協同組合の地区一円の区域

農業関係	区	分	郡市名	開拓地区名又は 旧市町村名	特別被害地域	
	農業者数		村名町			
			鳥取市 岩美郡	鳥取市 国府町	湖山代村 千成村	全部の区域

鳥取県告示第六百七十三号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法  
 (昭和三十年法律第百三十六号) 第二条第五項第一号の規定に基づき、次  
 のとおり昭和四十年九月の暴風雨等についての特別被害地域の区域を指定  
 する。

昭和四十年十二月二十八日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

小型 田後加入区 田後漁業協同組合の地区一円の区域  
 小型 網代港加入区 網代港漁業協同組合の地区一円の区域  
 小型 賀露加入区 賀露漁業協同組合の地区一円の区域  
 小型 酒津加入区 酒津漁業協同組合及び酒津第一漁業協同組合の地区一  
 円の区域  
 小型 青谷加入区 夏泊漁業協同組合及び青谷町漁業協同組合の地区一円  
 の区域  
 小型 泊村加入区 泊村漁業協同組合の地区一円の区域  
 小型 赤碕加入区 赤碕町漁業協同組合の地区一円の区域  
 小型 御来屋加入区 光徳漁業協同組合及び御来屋漁業協同組合の地区一円  
 の区域  
 小型 淀江加入区 淀江漁業協同組合の地区一円の区域

八頭郡 東伯郡 米子市 西伯郡

郡家町 船岡町 河原町 八東町 若楼町 智頭町 三朝町 東伯朝 赤碕町 米子市 西伯町 会見町 岸本町 伯仙町 淀江町

宇大大県大幡八賀手天大東法上春巖尙成采 以上上古小智富山山那池若八安丹散西国八河船隼大上郡中大下国  
 田 和高 幡郷郷野間津国 長勝長 日 徳実子 西橋郷 布 鹿頭沢郷形岐田桜東部比岐郷英上原岡 私 私御私  
 川 田寺田 庄 都 都門都

村村村村村村村村村村村村村村村村市 村町村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村

全部の区域 八 川父区 全部の区域 瀬波

鳥取県告示第六百七十四号

鳥取市伏野七〇番地一 竹本重美ほか二十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(区画整理)事業については、土地改良(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十五号

八頭郡那家町から申請のあつた町営土地改良(かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十六号

八頭郡那家町から申請のあつた町営土地改良(福本農道橋改良)事業は、

開拓者	鳥取市 岩美郡	大山町	大山町	上野の区域 宝殿の区域
" " "	鳥取市 福部村 国府町	大山町	大山町	"
岩美町	宇倍野開拓地区	"	"	"

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十七号

西伯郡大山町から申請のあつた町営土地改良(欠田農道橋)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗



鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 犯罪統計に関すること。

第九条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

附 則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県公安委員会規則第十一号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中

捜査課	2	5	7	9	23	6
防犯課	1	2	4	2	9	8

を

捜査課	2	5	7	9	23	8
防犯課	1	2	4	2	9	6

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

正 誤

昭和四十年十一月二十四日付け鳥取県告示第六百二号中次の箇所に誤りがあったので訂正する。

頁 段	行	誤	正
一 下	終りから九	林源のかん養	水源のかん養

昭和四年四月十日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】